つむぎちゃんプラン助成金　Ｑ＆Ａ

**Ｑ１．７月に決定額が一括で支給されるが、事業が行えなかった場合はどうなるか？**

Ａ１．ご使用いただかなかった分につきましては、収支決算報告書を２月末までにご提出いただき、

ご返金をお願いします。

**Ｑ２．５－１地域ふれあい推進事業（町会単位）について、申請した時の回数よりも多く実施できた場合、**

**その分を増やしてもらえるか？　また地区全体の支給額が変わらなければ、実施できなかった町会の分を予定より多くできた町会に振り替えることはできるか？**

Ａ２．決定額を後から増やすことはできません。また、町会ごとに決定額を決定していますので、実施の状況によって他の町会へ振り替えることはご遠慮ください。

**Ｑ３．「住民主体事業」はどんな事業が対象になるか？**

Ａ３．地区住民を対象にした生活支援サービス、移動支援サービスなど、地区内の子どもから高齢者までの生活支援体制づくり、子どもの登下校や高齢者の見守りなど、住民が主体的に関わる事業について対象になります。

　　　他の事業と併用する場合、地区内での合意が図れれば、他の事業の上限額を越えて申請をしていただくこともできます。

**Ｑ４．町会申請の場合（４－１および５－１）はどのようにしたらいいのか？**

Ａ４．町会申請用の様式(様式第８号)をご使用いただき、町会長名で各地区社協へ申請してください。その後地区社協で取りまとめていただき、地区分として地区社協会長が松本市社協へ申請してください。

**Ｑ５．４－１マップ作成事業を申請する場合、見守り安心マップや防災マップの作成は必須なのか？**

Ａ５．マップの作成を目指してもらうことが原則ですが、見守りのための情報共有の仕組みづくりに関する費用が対象となりますので、必ずしも作成ができなければならない、ということではありません。作成の支援にあたっては松本市社協地区担当職員や地区生活支援員が支援します。

**Ｑ６．５－１地域ふれあい推進事業（町会単位）で行う場合、複数町会合同で申請をしてもよいのか？**

Ａ６．複数町会での申請は可能ですが、上限については１町会分となります。

**Ｑ７．今年度より、 の中の項目について併用できるとのことだが、１か所にまとめて申請**

**してもよいのか？**

Ａ７．可能です。例えば、１．２．３を併用し、１つの事業で３つの事業の上限額１１万円の申請をしていただくことが可能です。

**Ｑ８．実績報告書の提出書類については何が必要か？**

Ａ８．実施の事実を確認するものとしてチラシ、通知文、記録写真等をお願いします.

併せて、支出の確認ができる書類の添付をお願いします。領収書やレシートをご用意できる場合は原則その写しをご提出ください。提出が難しい場合は地区担当職員へご相談ください。

また、町会で実施する事業（マップ作成・町会サロン）については様式第８号へ必要事項を記入の上ご提出ください。

**Ｑ９．実績報告の提出期限が２月末になっているが、３月に事業を実施する場合はどうすればいいか？**

Ａ９．実績報告提出期限後に事業を実施する場合は見込み実施として報告してください。その際、実施予定日と予定経費を明らかにし、代表者の記名・捺印のある書類の提出をお願いします。

**Ｑ１０．事業内容や申請書・報告書等の書き方は誰に相談すればよいのか？**

Ａ１０．松本市社協の各地区担当職員が窓口になりますので、お気軽にご相談ください。